

各位

拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

ご関係者の皆様におかれましては、平素より当社業務に多大なるご支援を賜り御礼申し上げます。

1 今般、国民生活センターより、2025年12月3日付で「失業保険の給付額等を増やすことができるとう申請サポート注意－不正受給を促すかのようなケースも！－」という表題の下、大要、「実際はうつ病等に該当する症状は出ていないのに、虚偽の診断書作成等を促す等の不正な手段で各種手当金の受給を手配する」事を業とする悪質業者の増加に注意喚起をするWebページが公表されております([https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20251203\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20251203_1.html)。以下「本件公表」といいます。)。

そこで例示されている悪質業者は、いわゆる「不正受給」、すなわち、「本来は当該顧客様が受給できないはずの受給金であるにも拘わらず、虚偽の診断書作成等の不正な手段により受給する事」を促す業者として掲載されておりますところ、今般、当社は、そのような業法による事業活動は断じて行っていない事をここに宣言いたします。

当社は、あくまで法的適合性を厳守した上で、失業手当金、傷病手当金の申請手続きが煩雑であるが故に適時適正な受給を断念してしまう顧客様に、法律上当然に認められた申請権限の行使について支援することを事業内容としております。

すなわち、本件公表で掲載されているような業者と、当社は似て非なるものであり、全く持つて相容れない業態であると宣言いたします。

2 以下、本件公表内で警鐘が鳴らされている事業者の業態と、当社の業態を比較いたします。

(1)まず、本件公表で警鐘が鳴らされている業者の対応は、大要、以下のようない業態と存じます。

①【受給目安金額のご案内について】

本来受給可能な金額帯よりも過大な金額を提示し、勧誘する

②【診断書の作成について】

うつ病の症状とは言い難いにも拘わらず、会社から(でっちあげるような形で)うつ病の診断書作成を促す

③【医療機関での診察に対するご案内】

オンライン診察の対応マニュアルを作成し、提供する

④【違約金について】

顧客様が会社へ中途解約を申請した際、当該解約に伴い、合理的な根拠なく、極めて高額な違約金を請求される

(2)一方、当社が提供しているサービスは、以下のような内容と自負しております。

①【受給目安金額のご案内について】

制度上受給が不可能な金額を提示することはございません。

当社の提示するサポート内容にご対応いただき、申請活動が滞りなく進展した場合に受給し得る最大額をお伝えすることはございますが、当社のサポート活動の過程、顧客様の申請手続きの過程では、申請にあたっての懸念点や不確定要素も伴うことがあります。当社は、契約締結時の商談に際し、特定可能な限りで諸般の留意事項を口頭でお伝えすると共に、契約書面でもお伝えするように努めております。その上で、金額帯の提示により受給金額の目安をお伝えしております。

## ②【診断書の作成について】

当社は、顧客様からの自己申告がない限り、診療クリニックでの診察を議題に挙げることはございません。顧客様の申告に基づき、顧客様がクリニックでの診断を希望する場合に、当社提携の自由診療クリニックを紹介することは可能ですが、その際、クリニックに対して虚偽のうつ病の診断書作成を指示することは断じてございません。

顧客様からの自己申告については、

- ⑦「公式ラインでのアンケートでの症状の記載」
- ⑧「商談時の精神疾患に関する顧客様からのアウトプット」
- ⑨「契約書内での精神疾患の自負がある旨の記載及び不正受給を目的としたサービス利用ではない旨の誓約事項」
- ⑩「第三者機関である診療クリニックでの診断書」

の4点の言質及び書面が発行された顧客様のみサービスを進行することができる形式を採用しております。無論、顧客様においてうつ病の自覚症状等が無いにも拘わらず、積極的に(虚偽診断に該当し得るような)精神疾患の診断書取得を推奨することも断じてございません。

## ③【医療機関での診察に対するご案内】

当社では、診察時の対応マニュアルなるものは作成しておりません。

顧客様の症状について、ご自身の認識・自覚症状をお医者様とお話しいただき、医学上適切な診断を受けていただきます。仮に顧客様の症状が審査通過に満たない場合、サポート費用は即时返金となります。

## ④【違約金について】

当社では、スムーズなサポート業務を行い顧客様の利益を最大化するため、ご契約直後から人員整備を始め各種の労力を割いた上で準備に取り掛かっております。そのため、ご契約後の中途解約は、それらの支出経費を念頭に一定の違約金を頂戴しております。

ただし、その算定は法外な金額を提示するものではなく、あくまで、契約金額を基準とした合理的な金額を算出の上、設定しております。更に、ご契約時には当該違約金についても、契約書の記載と共に確認しながら、口頭でも重々ご説明させていただいており、

当該ご説明時には、違約金の制度、内容にご納得いただいたからご契約いただくべき旨重ねてご案内しております。

当社においても、所定の工数を割きつつ、「いつでも」「違約金は発生せずに」「自由に」解約が可能とすることを認めてしまうと、事業継続が極めて困難なものとなり、当社のサポートを必要とする顧客様へのサービス提供に影響が生じてしまい、引いては本来給付金を必要とする顧客様の生活へも影響が生じてしまいます。

そのような事象を防ぐため、所定の工数に応じた所定の違約金を頂戴する制度を設けていることを、どうぞご理解いただけますと幸いに存じます。

以上のとおり、本件公表内で例示されている業者が提供するサービスと、当社が提供するサービスは似て非なるものと存じております。

当社代表取締役河村が当社を設立し事業を開始したのは、自身がパニック障害に罹患し退職を余儀なくされた際、手当金の申請手続きが煩雑で、精神的に疲弊していた状況では円滑な申請を行うことに高い壁が存在する、と痛感した事がきっかけです。河村自身は法人代表者で事業継続の必要性があったことから、当時は受給対象者とはなりませんでしたが、そのような前提事項に辿り着くことにすら多大な時間と労力を要しました。また、知人に助言を求めた事もありましたが、あくまで私的な繋がりの人物には傷病手当・失業手当の受給に精通した一般私人はほとんどいない事を認識しました。

このような河村自身の体験から、「同じような境遇で、本来は適時適切に受給できる給付金であるのに、申請者が精神的に疲弊しており、かつ手続が煩雑であるが故に、満足に受給することができない個人が数多存在するのではないか」との推測に至り、そのような社会事象を少しでも減らすため、当社一丸となって事業活動に邁進しております。

顧客様におかれましては、本件公表により、当社のサービスに不信感を抱く方もおられるものと思料しております。当社としても、そのような不信感・疑念点等は可及的に払しょくできるよう努めて参りますので、ご不明点がございましたら、当社担当者までご遠慮なくご確認下さい。

以上のとおり、当社は、法令を遵守した適時適切なサービスの提供に努めてまいりますので、引き続き、ご指導・ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社founce 代表取締役 河村謙信